

松伏町指名停止措置状況（令和7年度）

令和8年1月28日現在

No.	業者名	本社所在地	指名停止の理由	松伏町建設工事等及び物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要綱に係る該当条項	指名停止期間			備考
					始期	終期	期間	
1	新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1-1	機械式駐車装置の設置工事に関し、連絡を取り合って供給予定者を決定し、それ以外の者は供給予定者が供給できるように協力する調整を行うなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。このことは、独占禁止法違反行為であり、契約の相手方として不適当と認められるため。	第2条第1項 別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	令和7年5月26日	令和7年9月25日	4月	
2	丸和工業株式会社	埼玉県北本市宮内5-351	令和5年9月2日、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、労働者が2階床面の開口部から転落し死亡する工事関係者事故が発生させた。この件につき、同社及び同社使用人は、令和6年11月12日、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。このことは、重大な工事関係者事故であり、契約の相手方として不適当であると認められるため。	第2条第1項 別表第1第8号（工事関係者事故）	令和7年5月26日	令和7年6月25日	1月	
3	日興サービス株式会社	埼玉県戸田市笹目北町14-19	令和6年2月27日、同社本社工場長は、同社所在の同工場の労働者の安全管理等を行うべきところ、必要な措置を講じなかったことにより、同社本社工場内において、同社社員の操縦するフォークリフトが横転し、当該社員が同フォークリフトに下敷きになり、死亡する事故が発生した。この事故につき、令和7年2月25日、当該業者が労働安全衛生法違反によりさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。このことは、重大な工事関係者事故であり、契約の相手方として不適当であると認められるため。	第2条第1項 別表第1第8号（工事関係者事故）	令和7年5月26日	令和7年6月25日	1月	
4	株式会社グンエイ	群馬県太田市飯田町812	当該業者は、同社代表取締役及び役員が、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事をめぐり、群馬県議ら数人と共謀し、一般競争入札の条件を同社の元請け会社に有利にするよう意見や要望を反映した入札公告案を市に働きかけて案のとおり公告させ、元請け会社が代表のJVに落札させ入札の公正を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年6月19日に埼玉・群馬両県警の合同捜査本部に逮捕された。このことは、競売入札妨害又は談合であり、契約の相手方として不適当と認められるため。	第2条第1項 別表第2第4号（競売入札妨害又は談合）	令和7年7月9日	令和7年11月8日	4月	
5	関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町1547OTAスクエアビル7F	当該業者は、同社営業部長が、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事をめぐり、群馬県議ら数人と共謀し、一般競争入札の条件を同社に有利にするよう意見や要望を反映した入札公告案を市に働きかけて案のとおり公告させ、同社が代表のJVに落札させ入札の公正を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年6月19日に埼玉・群馬両県警の合同捜査本部に逮捕された。このことは、競売入札妨害又は談合であり、契約の相手方として不適当と認められるため。	第2条第1項 別表第2第4号（競売入札妨害又は談合）	令和7年7月9日	令和7年11月8日	4月	
6	株式会社中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿8-5-1	当該業者は、同社支店長が宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、同市職員から事前に設計価格情報を入手した上で落札し、入札の公正を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に宮城県警察に逮捕された。このことは、競売入札妨害又は談合であり、契約の相手方として不適当と認められるため。	第2条第1項 別表第2第4号（競売入札妨害又は談合）	令和7年9月2日	令和8年1月1日	4月	
7	極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町2-5-11	特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。このことは、独占禁止法違反行為であり、契約の相手方として不適当と認められるため。	第2条第1項 別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	令和7年10月16日	令和8年2月15日	4月	

松伏町指名停止措置状況（令和7年度）

令和8年1月28日現在

No.	業者名	本社所在地	指名停止の理由	松伏町建設工事等及び物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要綱に係る該当条項	指名停止期間			備考
					始期	終期	期間	
8	新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1-1	特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けた違反事業者として公表された。このことは、独占禁止法違反行為であり、契約の相手方として不適当と認められるため。	第2条第1項 別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	令和7年10月16日	令和7年12月15日	2月	運用基準3（1）及び6（4）に基づき指名停止期間の2分の1の期間を適用
9	株式会社トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町1-13-3	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、独占禁止法違反行為であり、契約の相手方として不適当と認められるため。	第2条第1項 別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	令和8年1月28日	令和8年5月27日	4月	
10	大日コンサルタント株式会社	岐阜県岐阜市藪田南3-1-21	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、独占禁止法違反行為であり、契約の相手方として不適当と認められるため。	第2条第1項 別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	令和8年1月28日	令和8年5月27日	4月	
11	日本交通技術株式会社	東京都台東区上野7-11-1	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、独占禁止法違反行為であり、契約の相手方として不適当と認められるため。	第2条第1項 別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	令和8年1月28日	令和8年5月27日	4月	